

# **福島県事業再開・帰還促進事業の運用等に係る指針**

**(第4版)**

**平成28年5月**

**平成30年1月一部改正**

**平成31年2月一部改正**

**令和3年4月一部改正**

**福島県企画調整部避難地域復興局**

## 目次

I	事業再開・帰還促進事業運用指針	- 8 -
1	福島県事業再開・帰還促進事業の概要及び事業実施方法等	- 9 -
2	事業1（帰還時必要物品等に係る割引実施事業）	- 11 -
3	事業2（プレミアム付事業再開・帰還促進券事業）	- 17 -
4	事業3（集客効果を高めるイベント事業）	- 24 -
II	事業再開・帰還促進事業実施に係るQ&A	- 26 -
1	交付金事業の概要・交付対象事業・交付手続等関係	- 27 -
①	事業目的・対象事業等	- 27 -
Q 1-1	事業再開・帰還促進事業の趣旨・目的は何か。	- 27 -
Q 1-2	交付金の対象となる事業は何か。	- 27 -
Q 1-3	Q 1-2以外の事業の実施は可能か。	- 28 -
②	公募手続等	- 28 -
Q 1-4	公募の実施時期はいつか。また、公募はどのように行われるのか。	- 28 -
Q 1-5	交付金を受け取るまでの流れはどうなっているのか。	- 28 -
③	交付申請手続・事業実施方法	- 28 -
Q 1-6	交付金を基金に積み立てることは可能か。	- 29 -
Q 1-7	交付金の追加交付はあるのか。	- 29 -
Q 1-8	交付決定前に事業の事前着手は認められるのか。	- 29 -
Q 1-9	交付金事業の対象区域、事業期間等はどうなっているか。	- 29 -
Q 1-10	一度事業計画書を提出し、選定委員会で承認された事業内容又は事業費の変更はできるのか。	- 29 -
Q 1-11	県交付要綱第4条に規定する「事業内容に変更が生じないもの」とはどのような場合か。また、事業内容に変更が生じるものとはどのような場合か。	- 29 -
Q 1-12	交付申請は、単年度ごとに行うのか。	- 30 -
Q 1-13	交付金の残が生じた場合の扱いはどうなるのか。また、交付金を充当した事業の繰越しは可能か。	- 30 -
Q 1-14	交付金事業は、委託して実施することは可能か。	- 30 -
Q 1-15	事業を実施する上での事務費はどの程度の額が認められるのか。	- 30 -
Q 1-16	事業を実施する上での事務費において、備品等の購入は可能か。	- 31 -
Q 1-17	事務費について人件費への充当は可能か。	- 31 -
Q 1-18	ハード事業に交付金を充当することは可能か。	- 31 -
2	事業1（帰還時必要物品等に係る割引実施事業）関係	- 32 -
①	事業実施方法等	- 32 -
Q 2-1	当該取組は、個別商店ごとに行うのか、または商工会、商店街等が取りまとめて行うのか。	- 32 -
Q 2-2	割引の実施をどのように行うか。特に、予算には限りがあるため、事業者（商店）としては割り引いた分を補助されるものと思っけていても、実際には、当該市町村に交付決定された予算額を超えてしまったために、そのための財源が不足すると	

いう事態があり得るが、どのように対処すればよいか。 . . . . .	- 32 -
Q 2 - 3 商品割引を行う期間は。 . . . . .	- 32 -
Q 2 - 4 割引補助可能額の管理はどのように行うのか。 . . . . .	- 33 -
Q 2 - 5 当該取組における割引率及び一年間当たりの割引額の制限はどのようにな っているのか。 . . . . .	- 33 -
Q 2 - 6 一年間当たり一人あたりの割引上限額（購入限度額等）を設ける必要はある のか。 . . . . .	- 33 -
Q 2 - 7 家族数が多い等の場合でも、割引上限額まで割引を行ってよいか。 - 33 -	
Q 2 - 8 一人あたりの割引上限額等については、乳幼児なども大人と同一に扱って もよいのか。 . . . . .	- 34 -
Q 2 - 9 同一市町村内で割引率や割引上限額等に差異を設けることは差支えないか。 . . . . .	- 34 -
Q 2 - 10 一括購入の定義は何か。 . . . . .	- 34 -
Q 2 - 11 一括購入のみが補助の対象なのか。 . . . . .	- 34 -
Q 2 - 12 割引する際の元々の販売価格の定義は。 . . . . .	- 34 -
Q 2 - 13 生鮮食品も割引の対象としてよいか。 . . . . .	- 34 -
Q 2 - 14 商店等は、事業の対象となる被災 12 市町村の住民であるかどうかをどの ように確認するのか。 . . . . .	- 35 -
Q 2 - 15 事業者が割引に要する経費を精算する手続きはどのようになるのか。 - 35 -	
Q 2 - 16 事業者が割引を実施するのに必要な経費の請求手続きが年度をまたいでも 構わないか。 . . . . .	- 35 -
Q 2 - 17 インターネットやカタログ等により一括で販売管理をする場合、事務的経 費が多額になることが見込まれるが、経費の上限は事業費総額の 1 割なのか。 - 35 -	
② 割引対象者 . . . . .	- 36 -
Q 2 - 18 当該取組における購入できる者（対象者）はどうなるのか。 . . . .	- 36 -
Q 2 - 19 既に他の自治体に住民票を移した方は対象とはならないのか。 . . .	- 36 -
③ 取扱事業者 . . . . .	- 36 -
Q 2 - 20 割引販売を行える店舗に制限はあるのか。また、小規模店と大規模店とで 取り扱いは同じでよいのか。 . . . . .	- 36 -
④ 割引対象商品等 . . . . .	- 37 -
Q 2 - 21 自動車等のような元々の価格が高額な物についても同じように割り引いて いいのか。 . . . . .	- 37 -
Q 2 - 22 引越しや住宅の修繕など、役務の提供も割引の対象としてよいか。 - 37 -	
Q 2 - 23 個別の事業者が行うネット販売やカタログ販売等は、割引の対象となるの か。 . . . . .	- 37 -
Q 2 - 24 12 市町村以外の事業者が行う移動販売は割引の対象となるのか。 - 37 -	
⑤ その他 . . . . .	- 37 -
Q 2 - 25 割引対象商品をプレミアム付事業再開・帰還促進券で購入してもよいか。 . . . . .	- 37 -

Q 2-26	転売防止等不正策の方法について。 . . . . .	- 38 -
3	事業2（プレミアム付事業再開・帰還促進券事業）関係 . . . . .	- 39 -
①	事業実施方法等 . . . . .	- 39 -
Q 3-1	券を12市町村内の間で連携して同一の制度として運用することは認められるのか。 . . . . .	- 39 -
Q 3-2	事務費の中で購入した物品等に係る消費税を交付金で支払ってよいか。 . . . . .	- 39 -
Q 3-3	消費者が購入した際の消費税を交付金から支払っても差し支えないか。 . . . . .	- 39 -
Q 3-4	券の利用期限が次年度に食い込んでも構わないか。 . . . . .	- 39 -
②	購入対象者 . . . . .	- 40 -
Q 3-5	券を購入できる対象者は。 . . . . .	- 40 -
③	取扱事業者 . . . . .	- 40 -
Q 3-6	取扱い対象事業者はだれか。また、どうやって取扱事業者を決めるのか。 . . . . .	- 40 -
Q 3-7	対象外とすべき事業者はだれか。 . . . . .	- 40 -
Q 3-8	小規模店と大規模店とで取り扱いは同じでよいのか。 . . . . .	- 40 -
④	販売方法等 . . . . .	- 41 -
Q 3-9	券を販売するに当たって留意すべき点はあるか。（窓口販売、インターネット販売、予約販売、先着順等） . . . . .	- 41 -
Q 3-10	券の発行手段（紙、電子マネー等）について . . . . .	- 41 -
Q 3-11	券の購入時における本人確認はどうするのか（免許証（住民票上の住所）、電気料金払い明細（実際住んでいる住所）。 . . . . .	- 41 -
Q 3-12	窓口に来られない方、インターネット販売を使えない方の対応をどうするのか。 . . . . .	- 41 -
Q 3-13	券の発行期間は。 . . . . .	- 41 -
Q 3-14	券を発行する場合のプレミアム率や一人あたりの購入限度額等に制限はあるのか。 . . . . .	- 42 -
Q 3-15	同一市町村内でプレミアム率や購入限度額等に差異を設けることは差支えないか。 . . . . .	- 42 -
Q 3-16	低所得者や子育て世帯向け等に対して、券を給付することは認められるか。 . . . . .	- 42 -
⑤	対象商品等 . . . . .	- 42 -
Q 3-17	券を利用できる商品やサービスに制限はあるのか。 . . . . .	- 42 -
Q 3-18	券をバスやタクシー等交通機関の利用に当てることは構わないか。 . . . . .	- 43 -
Q 3-19	ネット販売やカタログ販売等は、券の対象となるのか。 . . . . .	- 43 -
Q 3-20	リフォームなどの役務の提供にも使えるか。 . . . . .	- 43 -
Q 3-21	自動車など高額な商品等の購入経費に券を充ててもよいか。 . . . . .	- 43 -
Q 3-22	交通機関の利用に対する助成は対象となるのか。また、券をタクシー等交通機関専用の券にすることは可能なのか。 . . . . .	- 43 -

Q 3-23	不動産の取得は対象となるのか。	43
⑥	使用方法等	44
Q 3-24	券の使用可能期間は。	44
Q 3-25	使用時の本人確認の方法はどのように行うのか。	44
Q 3-26	現金への換金はできるのか。	44
Q 3-27	釣銭は支払われるのか。	44
Q 3-28	券が盗難又は紛失した場合はどうなるのか。	44
⑦	券の換金手続等	44
Q 3-29	券の換金手続きが年度をまたいでも構わないか。	44
Q 3-30	券の換金期間は。	45
Q 3-31	換金手数料はどのようになるのか。	45
Q 3-32	換金手数料相当分について交付金を充当してもよいか。	45
Q 3-33	券が売れ残った場合に、交付金の取り扱いはどうなるのか。また、券は購入されたが、消費者が実際に使用しなかった場合における交付金の取り扱いはどうなるのか。	45
⑧	その他	45
Q 3-34	市町村において使用済（換金済）の券を保管しておく必要はあるのか。	45
Q 3-35	転売防止策をどうするのか。	45
Q 3-36	券の不正利用を防止するためにどのような対策を講じるべきか。	46
Q 3-37	実際に発行する券の名称に愛称などをつけることはできないか。	46
4	事業3（集客効果を高めるイベント事業）関係	47
①	事業実施方法等	47
Q 4-1	当該取組を被災12市町村で連携して実施しても交付の対象となるのか。	47
Q 4-2	荒天等によりイベントが中止または順延した場合は事業計画の変更等が必要となるのか。	47
Q 4-3	同一事業者が複数のイベントを行う場合に対象としても差し支えないか。	47
②	対象となるイベント	47
Q 4-4	対象となるイベントの内容はどのようなものか。	47
Q 4-5	「1イベント」の定義は何か。複数のイベントとして扱うことができるのはどのような場合か。	48
Q 4-6	イベントへの参加者は12市町村内の住民に限定しなければならないのか。	48
Q 4-7	当該取組を地元（被災12市町村）以外で実施しても交付の対象となるのか。	48
Q 4-8	商店街を形成しない商店が複数連携をして事業を実施しても構わないか。	49
Q 4-9	大規模店が当該店舗内のテナント店と連携して事業を実施した場合に対象	

となるのか。 .....	- 49 -
Q 4 -10 市町村が主催して実施するイベント等は交付金の対象とはならないのか。 .....	- 49 -
Q 4 -11 事業者等ではなく、地域コミュニティ等（行政区等）が主体となって実施 するイベント等を交付金の対象とすることはできないか。 .....	- 49 -
Q 4 -12 例年実施している既存のイベント等を交付金の対象とさせることはできな いか。 .....	- 49 -
Q 4 -13 集客効果を高めるために、地元以外の有名店等を混ぜてイベントを実施し ても交付金の対象となるか。 .....	- 49 -
Q 4 -14 イベント実施期間が10日ほどの長期間でも差支えないか。 .....	- 49 -
③ 対象経費等 .....	- 50 -
Q 4 -15 交付対象となる経費は何か。 .....	- 50 -
Q 4 -16 高齢者等の交通弱者の支援を行うため、イベント会場と駅等を往復する送 迎バスに係る費用を交付金の対象となるのか。 .....	- 50 -
Q 4 -17 集客効果を高めるために、景品や軽食等を配布することは認められるか。 （その場合の制限はあるか） .....	- 50 -
Q 4 -18 イベント実施経費等の請求手続きが年度をまたいでも構わないか。 -	50 -
Q 4 -19 イベント実施者に対して、補助経費等を前払いすることは可能か。 -	50 -
Q 4 -20 当該イベント事業と一括購入時の割引事業またはプレミアム付事業再開・ 帰還促進券事業を組み合わせる実施してもよいか。 .....	- 51 -
④ その他 .....	- 51 -
Q 4 -21 集客効果を高めるイベント事業に変更が生じる際の手続方法について教え てほしい。 .....	- 51 -
Q 4 -22 福島県事業再開・帰還促進事業の運用等に係る指針（第3版）のQ4-2「荒 天等によりイベントが中止または順延した場合は」の考え方は、新型コロナウイルス の影響により、中止または順延する場合もあてはまるか。 .....	- 51 -
Q 4 -23 新型コロナウイルスの影響によるイベント事業の開催可否について、いつ までに判断すべきか。 .....	- 51 -
Q 4 -24 変更承認申請については、イベントごとに個々に申請する必要があるか。 複数のイベントをまとめて申請しても良いか。 .....	- 52 -
Q 4 -25 承認済みのイベント事業を中止とし、新たに申請することは可能か。 -	52 -
Q 4 -26 中止となったイベント事業について、後に開催される別のイベントを増額 し、中止となったイベントの要素を加えた形で開催可能か。 .....	- 52 -
Q 4 -27 新型コロナウイルスの感染防止のため、非接触型体温計や換気用扇風機（ま たはサーキュレーターを購入したいが、事務的経費として見ることはできるか。 -	52 -

## 凡 例

- **実施要領**……被災事業者自立支援事業費補助金（事業再開・帰還促進交付金）実施要領（平成 28 年 3 月 14 日 20160304 財地第 1 号経済産業大臣）
- **県交付要綱**……福島県事業再開・帰還促進事業交付金交付要綱（平成 28 年 5 月 30 日 28 避第 210 号福島県避難地域復興局長）
- **運用指針**……福島県事業再開・帰還促進事業の運用等に係る指針（平成 28 年 5 月 30 日 28 避第 210 号福島県避難地域復興局長）

# **I 事業再開・帰還促進事業運用指針**

※ この運用指針は、事業実施計画を策定する際に踏まえていただきたい留意点等をまとめたものである。



# 1 福島県事業再開・帰還促進事業の概要及び事業実施方法等

## 1 事業実施主体（交付対象者）

実施要領第1条及び県交付要綱第1条に規定する市町村  
（田村市、南相馬市、川俣町、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村の12市町村）  
なお、複数市町村が連携して事業を実施することも可能とする。

## 2 補助対象事業の内容

### (1) 事業の内容

実施要領第4の1及び県交付要綱第2条に規定する事業再開・帰還促進事業（以下の4つの取組）

#### ① 事業1（帰還時必要物品等に係る割引実施事業）

住民が帰還し生活を再開するのに必要となる品物の一括購入時に、当該商店等の事業者が割引を実施するのに必要な経費の一部補助

#### ② 事業2（プレミアム付事業再開・帰還促進券事業）

需要を喚起し被災地域の経済活性化を図ることを目的とするプレミアム付事業再開・帰還促進券の発行等に係る経費の一部補助

#### ③ 事業3（集客効果を高めるイベント事業）

商工会、商工会議所、商店街等が連携して実施する、集客効果を高めるためのイベント等の実施に必要な経費の一部補助

#### ④ 事業4（事務的経費）

①～③の事業を実施するのに必要な市町村における事務的経費に対する一部補助

### (2) 補助対象者及び補助金の交付額等

実施要領第4の2及び県交付要綱第2条に規定する経費

### (3) 事業実施期間

平成28年5月30日から令和8年3月31日までの間で、下記の期間での実施を基本とする。

- ・ 令和3年4月1日時点で、特定復興再生拠点区域（以下「拠点」とする。）を有する市町村（富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村）においては、原則として令和8年3月31日まで
- ・ 上記以外の市町村（田村市、南相馬市、川俣町、広野町、檜葉町、川内村）においては、原則として令和6年3月31日まで

## 3 交付対象者の選定方法

公募により交付先を決定する。

なお、公募手続及び日程等については、別途、通知する。

## 4 公募における選考基準等

### (1) 選考方法

県が設置する交付先選定のための第三者委員会において、市町村からの事業実施申請書等に基づき選考の上、決定する。

### (2) 選考基準の主な概要

#### ア 趣旨

事業の目的や実施内容が、地域、事業者及び住民等の課題や実情等が踏まえられ、妥当なものとなっているか。

#### イ 事業効果

事業の実施により、地域の需要が拡大し、事業者の事業再開や住民の帰還促進等が期待されるものとなっているか。

#### ウ 実効性

経費の積算・見積額が適正であり、事業実施に必要な体制が妥当なものとなっているか。

## 5 その他

事業の実施に当たっては、実施要領及び県交付要綱の規定に基づくものとし、また、次頁以降に示す運用指針及びQ&Aに留意の上実施すること。

## 2 事業1（帰還時必要物品等に係る割引実施事業）

### 1 目的

避難指示等（解除済を含む）の対象である12市町村において、住民が帰還し生活を再開するのに必要となる品物等の一括購入時に、当該商店等の事業者が割引を実施することにより、地域の需要を喚起し事業者並びに住民双方の帰還の促進に資することを目的とする。

### 2 補助対象経費等

交付金の充当対象経費については、実施要領第4の2の別表2及び県交付要綱第2条の別表に規定するとおり。

具体的には、以下のような経費等が想定される。

- (1) 商品の割引に要する経費
- (2) 事務的経費
  - ・ 住民用整理券、証明書等の印刷・配布等費用
  - ・ 割引を実施する事業者（以下、「取扱店」）に対する資材等費用（取扱店証、ステッカー・のぼり及びポスター等の取扱店であることを示す資材等）
  - ・ 住民等に対する周知等の費用（チラシ、ホームページ作成費用等）
  - ・ 本事業を実施するために市町村（委託等して実施する場合は委託先を含む。以下同じ）が雇用する臨時職員等の賃金等

### 3 事業実施に当たっての留意点

事業の実施に当たっては、以下のような留意点等を盛り込んだ事業実施要項等を作成すること。

- (1) 割引率及び割引額  
商品の割引に要する経費への補助は、住民一人当たりの割引上限額を年間で30,000円までとするとともに、1品あたり最大で、割引率30%を乗じた額または割引額10,000円のうち低廉な方の額とする。
- (2) 割引総額  
事業総額の範囲内で設定。
- (3) 割引期間  
毎年度精算し額が確定できるよう考慮の上、割引期間を設定する。なお、割引期間に係わらず、割引総額に達した時点で事業は終了する。
- (4) 割引対象商品等  
割引の対象となる商品とは、住民の生活再建等に資する商品、役務の提供等とするが、次のようなものは対象外とする。

<例>

- ・ 国や地方公共団体への支払い並びに公共料金の支払いに係る割引
- ・ 有価証券、商品券、ビール券、酒券、図書券、切手、官製はがき、印紙、プリペ

イドカード等の換金性の高いものの購入に係る割引

- ・ たばこ事業法（昭和59年8月10日法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入に係る割引
- ・ 事業活動に伴って使用する原材料、機器類、仕入れ商品等の購入に係る割引
- ・ 土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料等の不動産に関わる費用の割引
- ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に係る支払いに係る割引
- ・ 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの

(5) 不正防止対策等

割引事業における不正対策等適正実施の観点から、市町村においては以下のような規定を盛り込むこと。

ア 様式の整備

同一の方への二重の発行防止や割引上限額を適切に管理する観点から以下の様式を整えること。

- ・ 一括購入割引対象者整理券等発行台帳
- ・ 住民用割引上限額管理様式 等

イ 会計帳簿等の整備

補助対象者（事業者）は、交付金以外の経理と明確に区分し、その収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、事業再開・帰還促進事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

ウ 実施状況報告等

市町村は、必要があると認めるときは、補助対象者（事業者）に対し、事業の実施状況及び会計帳簿等その他関係書類等について報告を求め、調査を実施し、又は必要な指示を行うことができる。

## 4 取扱事業者等

- (1) 実施要領第4の2の別表2及び県交付要綱第2条の別表の規定により、取扱店は、12市町村に所在し、12市町村における一般消費者を対象とした小売業等の事業者とし、小売業等には、役務の提供を行う事業者も含むものとする。
- (2) 市町村が指定する事業者であって、事業の実施を希望する事業者は、申込書に必要事項を記入・捺印の上、市町村に提出する。  
市町村は、申込のあった事業者（複数市町村が共同で実施する場合は、他市町村の事業者も含む）を審査等の上、取扱店とする事業者について「取扱店一覧表」に整理の上、住民へ周知するとともに、取扱店には、「取扱店証」、「取扱店ステッカー」等必要物品を渡すものとする。  
取扱店は、必ず、「取扱店ステッカー」を店頭の目立つところに表示する。
- (3) 取扱店は、市町村が示す方法に基づき割引を行う。

## 5 参考

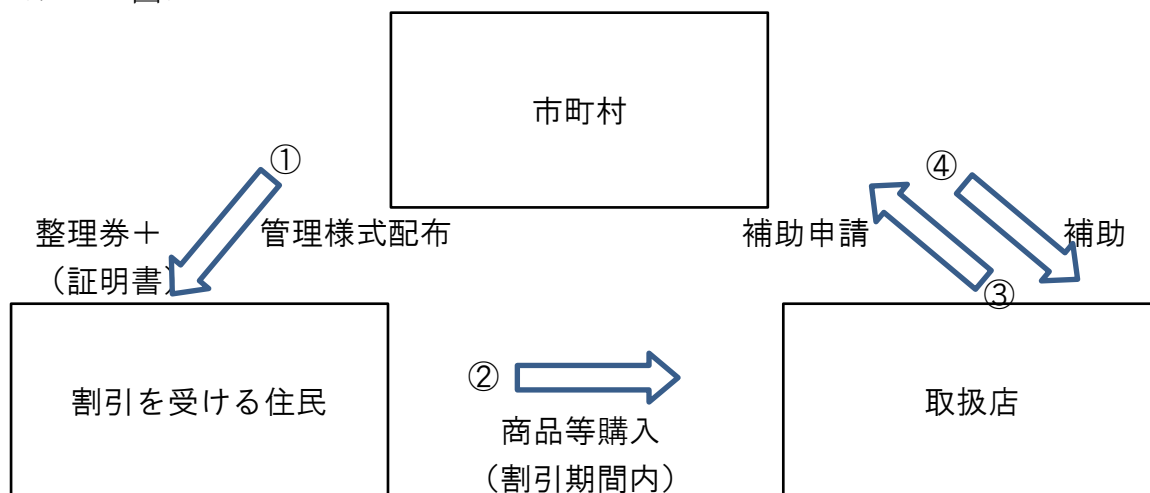
- (1) 割引事業の実施方法

以下のような方法が参考として考えられる。

ア 割引を行った取扱店が市町村へ補助申請手続きを行う例

- ① 市町村から住民へ「整理券（証明書）」及び「割引上限額管理様式」を配布。  
整理券等には、割引限度額（率）等必要な事項を記載しておくとともに、整理券等を発行した際には、整理券等発行簿へ記載の上整理する。
- ② 住民は整理券等に記載された割引可能限度額（率）の範囲内で取扱店での買物を行う。割引を行った取扱店は、割引をした額や商品等について「割引上限額等管理様式」へ記載の上、住民に配布するとともに、取扱店側にもレシート正本等を残す。住民は買物のたびに割引可能額を管理する様式を取扱店に提示する必要がある。
- ③ 取扱店は、市町村が示す期日までに、割引に要した額等について取りまとめ、市町村へ補助等の申請手続きを行う（補助申請可能期間は、年度末までに終了することを基本とする）。
- ④ 市町村は、申請内容を確認の上、申請を受理した際には、整理券発行簿へ記載の上整理する。その後、取扱店より申請された受付日以後に、取扱店の指定口座に振り込むこととする。

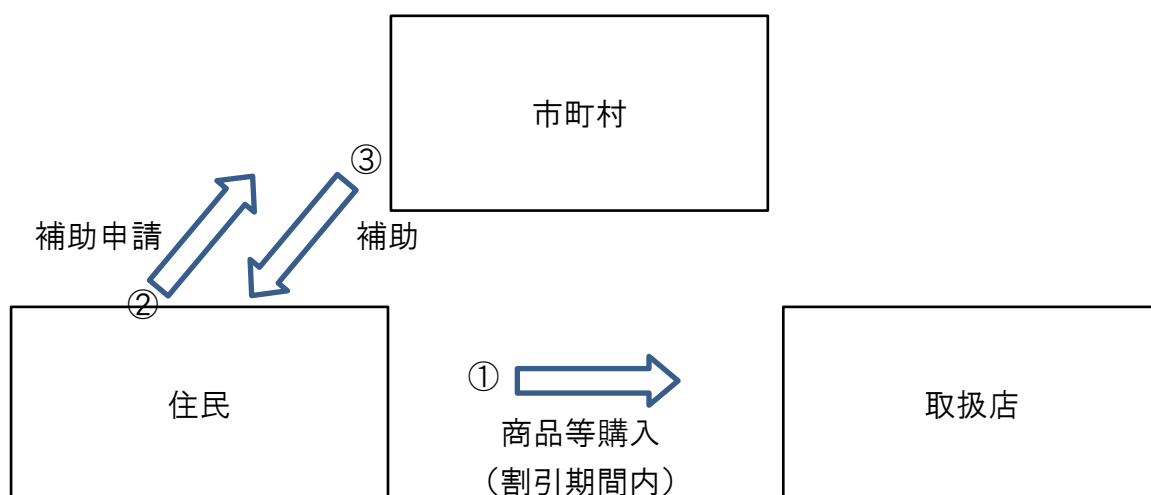
<フロー図>



イ 商品等を購入した住民が事務局へ補助申請手続きを行う例

- ① 住民は、割引対象期間内に取扱店で通常のとおり買物を行う。
- ② 住民は、割引対象期間後（または割引購入後都度）に、市町村に対し、購入した商品の領収書等（取扱店印付の正本）を添付した補助申請書により申請する（補助申請可能期間は、年度末までに終了することを基本とする）。
- ③ 市町村は、申請内容を確認の上、対象住民より申請された受付日以後に、対象住民の指定口座に振り込むこととする。

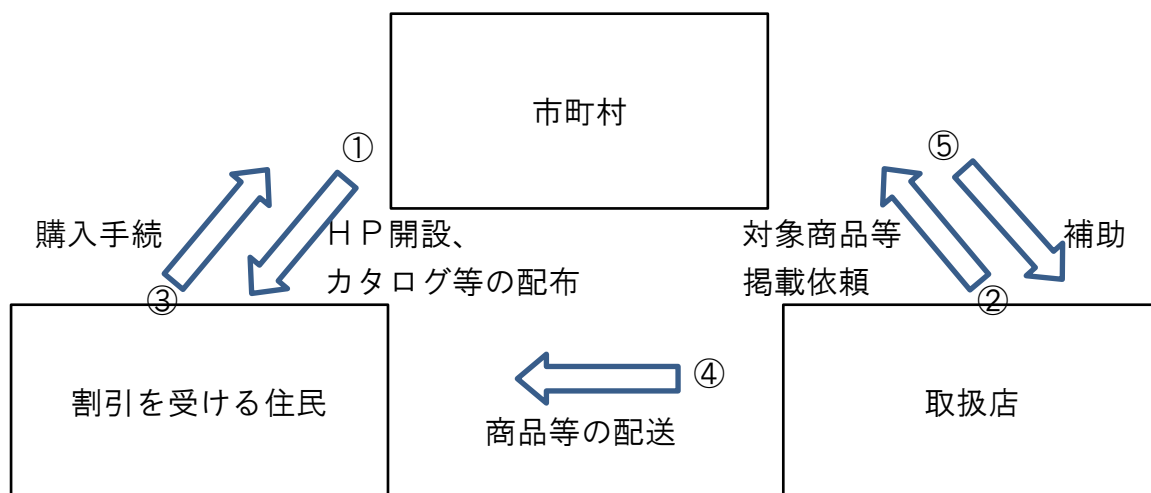
<フロー図>



ウ 市町村（事務局）がインターネットやカタログ等により一括で販売管理をする例

- ① 市町村は、一括販売を実施するサイト（カタログ）を開設する。
- ② サイト等での販売（地元企業もしくは帰還予定の事業者の商品）を希望する事業者は、市町村へ商品等必要事項を申込み。
- ③ 住民は、サイト等の中から、希望する商品（割引された商品）を購入する。
- ④ 市町村は、住民が購入した商品の発送を当該事業者へ指示し、事業者は住民へ商品を発送する。
- ⑤ 市町村は、割引事業終了後（または購入の都度）、事業者に対し、商品額を振込む（振込む額は商品購入額+割引に要した経費となる）。

<フロー図>



(2) 帰還時必要物品等に係る割引実施事業各種様式等例

ア 取扱店証例 (事業例(1)のア、イ共通)

(表面)

<p>〇〇一括購入割引実施店 (帰還時必要物品等に係る割引実施事業)</p> <h1>取扱店証</h1>
--

(裏面)

取扱店コード
<input type="text"/>
店 名
_____
代表者名
_____

イ 取扱店ステッカー例 ((1)のア、イ共通)

<p>一括購入割引実施店 (帰還時必要物品等に係る割引実施事業)</p> <h1>取扱店</h1>
---

ウ 取扱店一覧表例 ((1)のア、イ共通)

商店名	業種	住所	電話番号

エ 整理券（証明書）の例（(1)のア、イ共通）

<p>一括購入割引対象者整理券                  （帰還時必要物品等に係る割引実施事業）</p>	
氏 名	
住 所	
発行：〇〇〇 割引可能期間：平成〇年〇月〇日まで ※期間経過後は無効です。 ※ 割引対象となる額や率等を適宜記載する。	
<div style="border: 1px solid blue; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin-left: auto;">                 印             </div>	

オ 割引上限額等管理様式例（事業例(1)のア）

対象者氏名		割引可能限度額	
対象者住所			
割引等実施の状況			
商店名、店印	購入商品等	販売額	うち割引額
市町村長			印



### 3 事業2（プレミアム付事業再開・帰還促進券事業）

#### 1 目的

避難指示等（解除済を含む）の対象である12市町村において、需要を喚起し被災地域の経済活性化を目的とするプレミアム付事業再開・帰還促進券（以下、「券」という。）を発行することにより、事業者並びに住民双方の帰還の促進に資することを目的とする。

#### 2 補助対象経費等

交付金の充当対象経費については、実施要領第4の2の別表2及び県交付要綱第2条の別表に規定するとおり。

具体的には、以下の経費などが想定される。

- (1) 券の換金に要する経費
- (2) 事務的経費
  - ・ 券等の印刷・発行等費用
  - ・ 券を取扱う事業者（以下、「取扱店」）に対する資材等費用（取扱店証、ステッカー・のぼり及びポスター等の取扱店であることを示す資材等）
  - ・ 住民等に対する周知等の費用（チラシ、ホームページ作成費用等）
  - ・ 本事業を実施するために市町村（委託等して実施する場合は委託先を含む。以下同じ）が雇用する臨時職員等の賃金等

#### 3 事業実施に当たっての留意点

事業の実施に当たっては、以下のような留意点等を盛り込んだ事業実施要項等を作成すること。

- (1) 販売額

券のプレミアム率は50%までの範囲内とし、かつ、一人あたりの購入上限額は60,000円までとする。

例えば、現金10,000円で11,000～15,000円（プレミアム率10%～50%）分の券（500円×22～30枚綴りまたは1000円×11～15枚綴り等）として販売する。
- (2) 発行総額  
事業総額の範囲内で設定。
- (3) 販売方法  
先着順による販売でも差支えないが、同一人による買い占めや不正転売等を防ぐため、予約申込販売等を推奨したい。  
券の販売は、自治体の指定する窓口にて販売し、完売次第終了。なお、必要に応じて、別途、窓口に来られない人への対応を行う必要がある。
- (4) 有効期間  
毎年度精算し額が確定できるよう考慮の上、有効期間を設定する。なお、期間経過後は無効とする。
- (5) 使用方法

取扱店で現金と同様に使用することが可能（ただし、券の額面以下の買物をしても釣銭がでないことを基本とする）。

また、券は住民の生活再建や避難地域の振興に貢献する商店等の商品、サービスを対象とし、次のようなものは対象外とする。

<例>

- ・ 国や地方公共団体への支払い並びに公共料金の支払い
- ・ 有価証券、商品券、ビール券、酒券、図書券、切手、官製はがき、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- ・ たばこ事業法（昭和59年8月10日法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
- ・ 事業活動に伴って使用する原材料、機器類、仕入れ商品等の購入
- ・ 土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料等の不動産に係る支払い
- ・ 現金との換金、金融機関への預け入れ
- ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に係る支払い
- ・ 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの

#### (6) 不正防止対策等

事業における不正対策等適正実施の観点から、市町村においては以下のような規定を設けるなど適切な対策を講じること。

また、券に記名、通し番号等を付記することで確認ができるようにしておくなど、転売防止対策を講じること。

##### ア 様式の整備

購入上限額を超えて発行することがないように以下の様式を整え適切に管理すること。

- ・ プレミアム付事業再開・帰還促進券発行台帳 等

また、プレミアム付事業再開・帰還促進券について、複製防止技術の採用や通番印字による使用の有無の管理等、不正防止措置等を図ること。

##### イ 会計帳簿等の整備

補助対象者（事業者）は、交付金以外の経理と明確に区分し、その収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、事業再開・帰還促進事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

##### ウ 実施状況報告等

市町村は、必要があると認めるときは、補助対象者（事業者）に対し、事業の実施状況及び会計帳簿等その他関係書類等について報告を求め、調査を実施、又は必要な指示を行うことができる。

## 4 取扱事業者（補助対象者）等

- (1) 実施要領第4の2の別表2及び県交付要綱第2条の別表の規定により、取扱店は、12市町村に所在し、12市町村における一般消費者を対象とした小売業等の事業者とし、小売業等には、役務の提供を行う事業者も含むものとする。

(2) 市町村が指定する事業者であって、券の取扱を希望する事業者は、申込書に必要事項を記入・捺印の上、市町村に提出する。市町村は、対象となる事業者（複数市町村が共同で実施する場合は、他市町村の事業者も含む）を審査し、取扱店とする事業者を「取扱店一覧表」に整理した上で住民等に周知するとともに、取扱店には、「取扱店証」、「取扱店ステッカー」等必要物品を渡すものとする。

取扱店は、必ず、「取扱店ステッカー」を店頭が目立つところに表示する。

(3) 取扱店は、券の提示を受けた際は現金と同様に扱う。

また、券の換金を地元の金融機関で行うスキームの場合、取扱店は地元の指定金融機関等において券の換金を行うため、取扱店は当該指定金融機関の口座をあらかじめ開設しておく必要がある。なお、市町村は、換金手続きができる金融機関について、「取扱指定金融機関一覧表」に整理のうえ、取扱店に周知するものとする。

## 5 参考

(1) プレミアム付事業再開・帰還促進券の内容例

ア 使用期間は、券発行から3～6ヶ月以内を基本とし、期限後は無効とする。

イ 券使用の際の注意事項は以下例のとおりとし、券に記載するとともに周知をすること。

① 取扱店のみでの使用とする。

② 現金とは引き換えない。

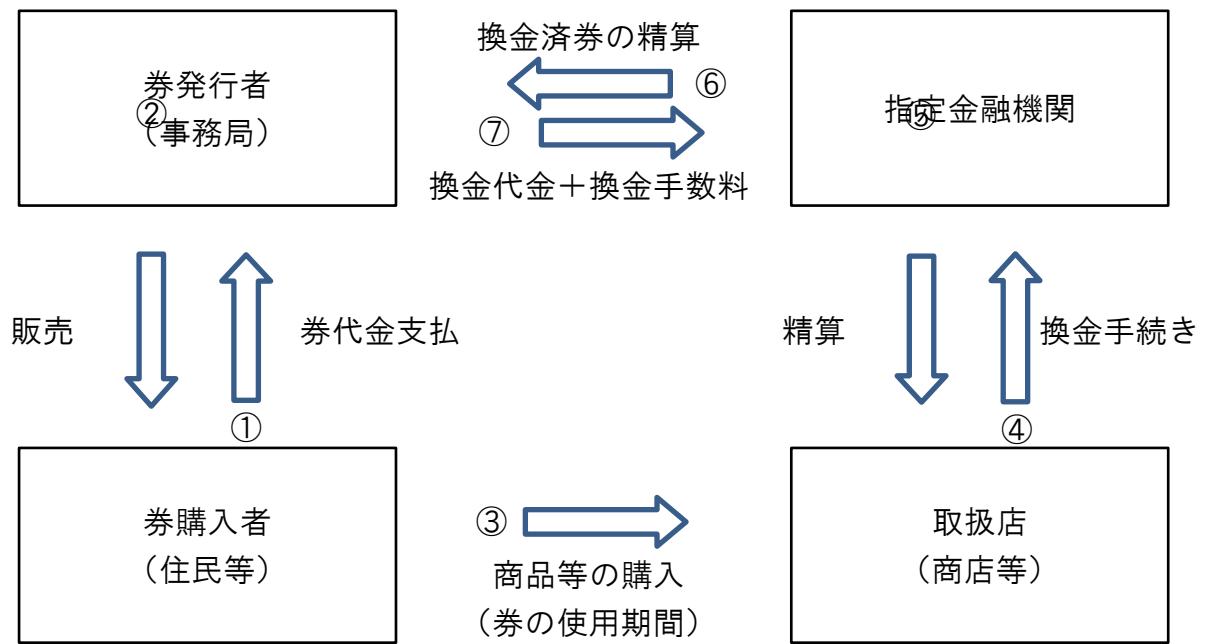
③ 釣銭は支払われない。

④ 発行者印、番号のない商品券は無効。

⑤ 盗難、紛失又は滅失等に対し、発行者はその責を負わない。

※ 必要に応じて適宜偽造防止等の措置を図る。

(2) 券の発行と回収手順例（金融機関による換金手続を想定した例）



※ 金融機関において換金手続を行う場合の留意事項（フロー図④、⑤関連）

- 取扱店は、「換金申込書」に購入者より受け取った券を添えて、換金期間内に指定金融機関に持参する。その際、券裏面の引換店欄に店名を押印、又は記入する。
- 指定金融機関では、取扱店より提出された券の額面金額を、受付日後に取扱店の指定口座に振り込むこととする。
- 券の換金の期間は、券の発行から8～9ヶ月以内を基本とする。
- 券の換金手数料については、額面の1～2%を券発行者側の負担とする例が多い。なお、この換金手数料については、交付金の充当対象とすることも可能。

(3) プレミアム付事業再開・帰還促進券事業各種様式等例

ア 取扱店証例

(表面)

〇〇共通プレミアム付事業再開・帰還促進券  
(プレミアム付事業再開・帰還促進券事業)

**取扱店証**

(裏面)

取扱店コード

店 名

---

代表者名

---

イ 取扱店ステッカー例

〇〇共通プレミアム付事業再開・帰還促進券  
(プレミアム付事業再開・帰還促進券事業)

**取扱店**


ウ 取扱店一覧表例

商店名	業種	住所	電話番号

エ 取扱指定金融機関一覧表例

金融機関、支店名	金融機関、支店コード	住所	電話番号

オ プレミアム付事業再開・帰還促進券の例  
(表面)

NO. ○○○○	<p>○○共通プレミアム付事業再開・帰還促進券 (プレミアム付事業再開・帰還促進券事業)</p> <p style="font-size: 24px; font-weight: bold;">500円</p>	
<p>発行：○○○</p> <p>使用有効期限：平成○年○月○日まで ※有効期限を過ぎた券は使用できません。</p>		

(裏面)

「○○共通プレミアム付事業再開・帰還促進券」のご利用について			
<p>この商品券は、商品券取扱店にて、商品とお引換えします。</p> <p>この商品券は、現金と引換え致しません。</p> <p>この商品券は、おつり銭は出ません。</p> <p>この商品券に、発行者印、番号のないものは無効です。</p> <p>この商品券の盗難、紛失又は滅失等に対しては、発行者はその責を負いません。</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">販売店</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">引換店</td> </tr> </table> <p style="text-align: right; font-size: 10px;">※換金期間は平成○年○月○日までです。</p>	販売店	引換店
販売店			
引換店			
この商品券は、表面記載の有効期限を経過したものは無効です。			
発行者		記名 (購入者の氏名)	

(注) 表面は、点線に沿って切り取る (切り取られた商品券は無効となる)。  
裏面は、引換店の欄にスタンプ又は商店名を記載する。

カ プレミアム付事業再開・帰還促進券換金申込書の例  
(1枚目)

プレミアム付事業再開・帰還促進券換金申込書			
金融機関 御中			
換金申込日		取扱店コード	
加盟店名			お申込印
＜指定預金口座及びご入金額＞		※換金単価は500円です。	
口座番号	換金枚数	ご入金額	
普通当座			

(注) お申込印には金融機関への届け印を捺印する。ご入金額には、換金枚数×500円（または×1000円）を記入。

(2枚目)

プレミアム付事業再開・帰還促進券回収伝票			
回収年月日		取扱店コード	
金融機関コード	支店コード	※金融機関コード、支店コードは各金融機関でご記入下さい。	
口座番号	回収枚数	受付印	検印
普通当座			

## 4 事業3（集客効果を高めるイベント事業）

### 1 目的

避難指示等（解除済を含む）の対象である12市町村において、商工会、商工会議所、商店街等が連携して実施する、集客効果を高めるためのイベント等を実施することにより、地域の需要を喚起し事業者並びに住民双方の帰還の促進に資することを目的とする。

### 2 補助対象経費等

- (1) イベント実施主体（補助対象者）が、イベント等の実施に要する経費（謝金、旅費、会議費、借料、設営費、広報費、印刷費、資料購入費、通信運搬費、備品費、消耗品費、委託費、外注費、雑役務費、その他事業の遂行上必要となる経費）
- (2) 事務的経費

### 3 事業実施に当たっての留意点

- (1) 補助額  
1 イベントあたり定額400万円まで。
- (2) 補助対象のイベント  
集客効果を高め、地域の需要を喚起する目的で実施するイベント。  
イベントの実施場所は、被災12市町村内を基本とするが、事業目的に合致する場合（例えば、既に地元へ帰還している事業者が連携し、被災12市町村外に避難している方を対象に実施し、避難者の帰還促進を目的とするイベント等）であれば、被災12市町村外で実施するイベントであっても対象とする。  
※ イベントの企画に当たっては、できる限り商店街等の恒常的な集客力や販売力向上が見込まれ、住民の帰還が促進されるような観点から計画をされたい。
- (3) イベントを実施する上での留意事項  
イベントを実施する上で、より集客を高めるために地元農産品等を活用した景品や軽食等の提供をすることも可能だが、次のようなものは補助の対象外とする。  
<例>
  - ・ 個人の資産形成に資するような物品の提供
  - ・ 有価証券、商品券、ビール券、酒券、図書券、切手、官製はがき、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの提供
  - ・ たばこ事業法（昭和59年8月10日法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこの提供
  - ・ 現金の提供
  - ・ 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの 等
- (4) 不正防止対策等  
事業における不正対策等適正実施の観点から、市町村においては以下のような規定を設けること。



#### ア 会計帳簿等の整備

県交付要綱第14条の規定に基づき、市町村は、交付金以外の経理と明確に区分し、その収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、事業再開・帰還促進事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

#### イ 実施状況報告等

市町村は、必要があると認めるときは、補助対象者（イベント実施主体）に対し、事業の実施状況及び会計帳簿等その他関係書類等について報告をさせるものとする。

### **4 イベント実施主体（補助対象者）**

商工会、商工会議所、商店街等が連携して実施。

商店街とは、小売業、サービス業等を営む者の店舗等が主体となって街区を形成し、これらは何らかの組織を形成しているものをいう（例えば〇〇商店街振興組合、〇〇商店会等で法人格の有無およびその種類を問わない）。

## **II 事業再開・帰還促進事業実施に係るQ & A**

## 1 交付金事業の概要・交付対象事業・交付手続等関係

### ① 事業目的・対象事業等

#### Q 1-1 事業再開・帰還促進事業の趣旨・目的は何か。

本事業は、原子力災害により甚大な被害を受けた避難指示等の対象である12市町村が、各々の事情を踏まえた需要を喚起する取組を実施し、当該市町村の事業者が帰還を決断しやすい環境を整備することを目的としている。

本事業の実施のために県から市町村へ交付する交付金については、「福島相双復興官民合同チーム」による事業者への個別訪問の結果を踏まえ、国が平成27年度補正予算において緊急に実施する必要がある支援策分として確保したものであるが、特に、12市町村における事業者の事業再開や住民の帰還を促進する取組への支援のため、「被災事業者自立支援事業費補助金（72億円）」として県へ交付され、県は、この補助金を「福島県原子力災害被災事業者事業再開等支援基金」に積立て、当該基金から市町村が必要とする額を交付する形で事業を実施することとしている。

この基金を活用した事業は、実施要領の第4及び県交付要綱第2条に示されたとおりであるが、どの事業を実施するかは市町村の実情に応じた判断に委ねることとしている。

なお、事業を実施するに当たっては、事業者の事業再開や住民の帰還の促進につながるものであることが求められることに留意願いたい。

#### Q 1-2 交付金の対象となる事業は何か。

実施要領第4の1及び県交付要綱第2条に示す、以下4つの事業が対象となる。

- ① 住民が帰還し生活を再開するのに必要となる品物の一括購入時に、当該商店等の事業者が割引を実施するのに必要な経費の一部補助
- ② 需要を喚起し被災地域の経済活性化を図ることを目的とするプレミアム付事業再開・帰還促進券の発行等に係る経費の一部補助
- ③ 商工会、商工会議所、商店街等が連携して実施する、集客効果を高めるためのイベント等の実施に必要な経費の一部補助
- ④ ①～③の事業を実施するのに必要な市町村における事務的経費に対する一部補助

※ 本事業でいう商店街とは、小売業、サービス業等を営む者の店舗等が主体となって街区を形成し、これらが何らかの組織を形成しているものをいう。  
(例えば〇〇商店街振興組合、〇〇商店会等で法人格の有無およびその種類

を問わない。)

なお、④の事業は①～③の事業に要する事務的経費を交付するものであり、実際の取組は①～③の事業からなる。

事業の採択に当たっては、公募を実施し、福島県事業再開・帰還促進事業交付金交付先選定委員会（以下「選定委員会」という。）の選考を踏まえて決定することとなる。

市町村が作成する事業実施計画の策定に当たっては、事業目的の趣旨にのっとり事業者並びに住民の帰還促進につながるものとなるよう留意願いたい。

### Q1-3 Q1-2以外の事業の実施は可能か。

実施要領第4の1及び県交付要綱第2条に定めた事業1～3の事業の範囲として考えられる事業については実施が可能である。

なお、この場合においても、市町村の事業実施計画については、実施要領、県交付要綱及び運用指針等に沿ったものであり、かつ選定委員会の選考を経た上で認められるものとなることに留意願いたい。

## ② 公募手続等

### Q1-4 公募の実施時期はいつか。また、公募はどのように行われるのか。

毎年度2回（1～2月、6～7月）実施する予定。

公募の際には、県から必要事項（いわゆる公募要項等）を通知し、市町村は、実施要領、運用指針等に基づき事業実施計画書を作成の上、県へ提出する流れ。

### Q1-5 交付金を受け取るまでの流れはどうなっているのか。

以下のとおり。なお、スケジュール（提出期限等）については、都度、通知等で示すこととしたい。

- ① 公募への応募（市町村→県）
- ② 選定委員会の開催及び交付先の決定（県）
- ③ 事業採択者への通知及び交付額の内示（県→市町村）
- ④ 交付申請（事業計画書含む）（市町村→県）
- ⑤ 交付決定（県→市町村）
- ⑥ 交付金の請求（概算払の場合）（市町村→県）

市町村は、県からの交付決定をもって事業に着手することができる。

## ③ 交付申請手続・事業実施方法

**Q 1-6 交付金を基金に積み立てることは可能か。**

本交付金の施行に当たって、基金の活用はできない。

**Q 1-7 交付金の追加交付はあるのか。**

事業の追加実施等を希望する場合、県交付要綱第5条に基づき、市町村は、事業変更承認申請を行う必要がある。

その際には、県は、改めて選定委員会による事業実施に係る選考手続きを実施し、選定委員会での承認を踏まえた上でかつ、予算の範囲内で追加交付される流れとなる。

**Q 1-8 交付決定前に事業の事前着手は認められるのか。**

交付決定前の事前着手は認められない。

**Q 1-9 交付金事業の対象区域、事業期間等はどうなっているか。**

以下のとおり。

ア 対象区域 避難指示等（解除済含む）のある12市町村内

イ 事業期間 平成28年度から令和7年度までのうち、令和3年4月1日時点で特定復興再生拠点区域（以下「拠点」とする。）を有する市町村は令和7年度まで、それ以外の市町村は令和5年度までの実施を基本とする。

**Q 1-10 一度事業計画書を提出し、選定委員会で承認された事業内容又は事業費の変更はできるのか。**

県交付要綱に基づく事業計画書については、第4条の規定に該当する場合には変更申請の必要はない（例えば、交付額の20%の範囲内で需要費を役務費に振替えるなど）。

一方で、県交付要綱第4条の規定に該当しない変更等の場合については、県交付要綱第5条の規定に基づき変更承認申請が必要である。

疑義がある場合には、県へ協議願いたい。

**Q 1-11 県交付要綱第4条に規定する「事業内容に変更が生じないもの」とはどのような場合か。また、事業内容に変更が生じるものとはどのような場合か。**

次のような場合は事業内容の変更には該当しない。

- ① 利用者数の増減  
年度途中において、事業計画時点で見込んでいた利用者数（帰還者数もしくは事業再開者数）と実際の利用者数に差が生じると見込まれる場合
- ② 利用額の増減  
仮に事業1（帰還時必要物品等に係る割引実施事業）の場合、事業計画時点では一人あたりの平均割引額を上限額30,000円で見込んでいたところ、年度途中において、一人あたりの平均割引額が25,000円になると見込む場合
- ③ イベントの順延（事業3（集客効果を高めるイベント事業））  
天候等の関係で、イベント内容は変えずに開催日を順延する場合

一方、選定委員会の選考時から事業の趣旨や内容が大幅に変更となる場合には、事業内容の変更に該当する。

なお、事業内容の変更に該当するかどうかは、その内容や理由に応じて随時確認することになるが、申請時の事業実施計画書（個票）や見積明細に記載された事業構成要素の変更の有無が目安となる。疑義がある場合には、県へ協議願いたい。

**Q 1-12 交付申請は、単年度ごとに行うのか。**

単年度ごとに行う。

**Q 1-13 交付金の残が生じた場合の扱いはどうなるのか。また、交付金を充当した事業の繰越しは可能か。**

不要残が発生した場合には県に返還することとなる。  
また、事業の繰越しはできない。

**Q 1-14 交付金事業は、委託して実施することは可能か。**

事業1～3の事業全てについて、交付金事業の趣旨に沿って実施するのであれば、直営、委託を問わず可能である。その際、事業執行について適切に管理すること。

**Q 1-15 事業を実施する上での事務費はどの程度の額が認められるのか。**

事業1～3の取組事業に要する事業費総額の1割を上限に事務費を交付金の対象とすることが可能であるが、妥当性については選定委員会で審査することとなる。

なお、具体的な対象経費等については、実施要領第4の2の別表2及び県交付

要綱第 2 条の別表のとおり。

**Q 1-16 事業を実施する上での事務費において、備品等の購入は可能か。**

消耗品ではなく、公有財産としての備品管理を要するような物品の購入は、当該事業の遂行のために必要不可欠となる説明が明確に可能となる場合を除き、対象とならない。

特に、PC等の汎用性が高い物品については、その説明が一般的には困難であると考えられるので、留意されたい。いずれにしても事業の実施に当たり、必要最低限度のものに限られる。

**Q 1-17 事務費について人件費への充当は可能か。**

本事業担当者である市町村職員（任期付短時間勤務職員を含む）の人件費に充当することはできないが、実施要領第 4 の 2 の別表 2 及び県交付要綱第 2 条の別表のとおり、事業実施に伴う非常勤職員等の賃金は対象とすることができる。

**Q 1-18 ハード事業に交付金を充当することは可能か。**

ハード事業に交付金を充当することはできない。

## 2 事業1（帰還時必要物品等に係る割引実施事業）関係

### ① 事業実施方法等

Q2-1 当該取組は、個別商店ごとに行うのか、または商工会、商店街等が取りまとめて行うのか。

実施形態は市町村の実情に応じて判断することとして差支えない。

なお、実施する場合、参加事業者を募集の上、対象商品等を含めて審査しリスト化するなどの事前準備が必要と思われる。

また、商工会や商店街等に取組を委託する際の委託料については実費相当分とし、事業スキーム（取組実施要項）を示した上で、適切に実施されるよう留意されたい。

Q2-2 割引の実施をどのように行うか。特に、予算には限りがあるため、事業者（商店）としては割り引いた分を補助されるものと思っけていても、実際には、当該市町村に交付決定された予算額を超えてしまったために、そのための財源が不足するという事態があり得るが、どのように対処すればよいか。

財源が不足した場合には支払いができなくなるため、財源を見ながら管理を行う必要がある。

事業費が限られている中で、公平に割引事業を実施する方法として、例えば、市町村において対象住民に整理券を配布し、その整理券をもっている住民が対象商店等で対象商品等の購入に際して、規定された割引額を受けた買物ができるような仕組みとするなどの方法が考えられる。

Q2-3 商品割引を行う期間は。

事業が単年度事業であることを踏まえ、割引事業の実施後に精算手続まで完了（※）した上で、年度末までに実績報告を行う必要があるため、この点を踏まえた事業期間を設定されたい。

※ 市町村の出納整理期間内の支払いが認められるものは、年度内に額が確定していて、事業期間中に支払われていないことに相当な事由（\*）がある場合に限られることに留意すること。

\*相当な事由の例

- ・人件費（給与等の支払が月末締め→翌月払いになる場合が多いため）
- ・事業の進捗上、やむを得ず事業期間の終了直前に経費が発生したが、経費処理の都合上、事業期間中の支払が困難なもの。



**Q 2-4 割引補助可能額の管理はどのように行うのか。**

運用指針の5参考(1)のア、イのように事業を実施する場合、商品券と違い、事業者からの進捗報告等がないと執行状況が確認できないため、事業者へ定期的に状況報告を求め、割引補助可能額を超えた割引を実施しないよう留意する必要がある。

方法としては、事業者にあらかじめ、割引補助可能額を通知し、上限額を超えた場合の補助は行わないことなどを事前に周知する方法や住民に対して整理券を配布し、事業費の範囲内に抑えるやり方などが考えられる。

**Q 2-5 当該取組における割引率及び一年間当たりの割引額の制限はどのようになっているのか。**

実施要領第4の別表2及び県交付要綱第2条の別表の規定に基づき、割引率の上限は30%までとする。

また、運用指針に示したとおり、1品当たりの最大割引額は10,000円まで（商品価格33,000円程度）とし、実際に割引を行う際には、30%または10,000円のうち低廉な方の額を割り引くものとする。これは、転売等の不正を防止するためであり、同様の理由で、一人あたりの割引限度額についても制限を設けることとする。

**Q 2-6 一年間当たり一人あたりの割引上限額（購入限度額等）を設ける必要はあるのか。**

一人あたりの割引上限額については、運用指針で示したとおり、一人当たり30,000円までとする。

これは、一人あたりの割引額が大きくなるにつれ、購入した商品等を転売して不正に利益を得ようとする行為の発生が危惧されるためである。

また、事業費（予算額）に限度があり、住民や事業者が公平に事業の効果を受けられるように配慮する点からも、住民一人あたりの割引上限額を定めるべきと考える。

**Q 2-7 家族数が多い等の場合でも、割引上限額まで割引を行ってよいか。**

一般的に帰還時に必要となる物品は、単身者に比べて、家族数が多いほど数やグレードが高くなる実態があることを踏まえ、市町村の実情に応じて、単身者と区別して割引を実施することとしても差し支えない。

**Q 2-8 一人あたりの割引上限額等については、乳幼児なども大人と同一に扱ってもよいのか。**

事業の趣旨、目的等に合致するのであれば、市町村の実情に応じて、大人と区別なく割引を実施することとしても差し支えない。

ただし、購入できる商品については年齢相応の物とする。

**Q 2-9 同一市町村内で割引率や割引上限額等に差異を設けることは差支えないか。**

本事業の趣旨にのっとり、事業者の事業再建、住民の帰還促進に資する観点から差異を設けることはむしろ推奨される。

例えば、避難指示解除したばかりの区域の商店等における利用を推進するため、当該区域内で実施する割引率を他の地区と比べて高めに設定することや、避難指示が解除されて1年以内に戻った住民に対する割引上限額を高めに設定するなどのような帰還へのインセンティブを働かせる工夫が考えられるところ。

なお、以上のように事業者及び住民の帰還促進、生活再建等の観点から差異を認めるものであり、事業費等の制限の都合から、同様の状況にある事業者及び住民に対して差異を設けることは望ましくない。

**Q 2-10 一括購入の定義は何か。**

住民が帰還先で必要となる物品等を一定期間（割引事業実施期間内）で購入することを言う。

**Q 2-11 一括購入のみが補助の対象なのか。**

一括購入とはいっても、1店舗で1品目を購入し、結果的に複数店舗で購入することにより複数品目が揃うこともあるため、最終的に複数品目を買い揃えることを目的としている場合は、1店舗当たり1品目の購入でも差支えない。

**Q 2-12 割引する際の元々の販売価格の定義は。**

基本的には、希望小売価格、参考小売価格を前提として割引くべきと考えるが、既に近隣等の商圈においてある程度の割引された価格が一般的となっている商品があれば、その価格をベースとすることも考えられる。

なお、原価を割りこむような割引は望ましくない。

**Q 2-13 生鮮食品も割引の対象としてよいか。**

本事業については、住民が帰還し生活を再開するのに必要となる品物を対象としており、生鮮食品については生活の再開に必要な品物とは言いがたいことから、対象とは言えないと考える。

**Q 2-14 商店等は、事業の対象となる被災12市町村の住民であるかどうかをどのように確認するのか。**

本事業においては、転売を目的とするなどの不当な購入を防ぐため、割引対象者以外への対策が必要となる。

例えば、事業を利用したい住民が、事前に市町村より事業対象である旨の証明書書類等（整理券等）の交付を受け、商店では、その証明書書類等を提示した住民に対して販売する方法等が考えられる。

その際には、成りすまし等の防止のため、市町村は証明書書類等を配布する際には、住民基本台帳等による本人確認を行うほか、商店においても、証明書記載の本人かどうかを確認するため、身分証明書（運転免許証等）の提示を求める必要がある。

また、同一人の多数の購入を防ぐため、購入した経過が市町村に提供される仕組み等も必要と考える。

**Q 2-15 事業者が割引に要する経費を精算する手続きはどのようにになるのか。**

運用指針の5参考(1)のアのように事業を実施する場合、事業者において割引販売をした商品等を管理し、一定の時期ごとに市町村へ補助申請等する方法などが考えられる。

この方法については、市町村において取組実施要項等に規定されたい。

**Q 2-16 事業者が割引を実施するのに必要な経費の請求手続きが年度をまたいでも構わないか。**

単年度事業であるため、年度末までに事業が完了（支払いまで終了（※））するよう、精算手続き期間を定められたい。

※ 市町村の出納整理期間内の支払いが認められるものは、年度内に額が確定していて、事業期間中に支払われていないことに相当な事由がある場合に限られる（Q 2-3 参照）。

**Q 2-17 インターネットやカタログ等により一括で販売管理をする場合、事務的経費が多額になることが見込まれるが、経費の上限は事業費総額の1割なのか。**

事務的経費（事業1から事業3に係る補助申請総額の100分の10を限度とする）

の範囲内で実施されたい。

## ② 割引対象者

### Q 2-18 当該取組における購入できる者（対象者）はどのようなのか。

対象者は、実施要領第4の別表2及び県交付要綱第2条の別表において、12市町村の住民（避難中の住民を含む）としている。

また、実際の一括購入の需要は、帰還者が中心になると思われるところだが、避難指示等が解除後、既に帰還してある程度の期間が経過している者（本事業実施前に既に帰還済の者）であっても、現時点で必要な物品等が整っていない場合も想定されるので、このような実情や事業費の範囲を踏まえ市町村において対象者を設定いただきたい。

なお、購入対象者に対しては、商店等が対象者であることを確認できるよう、併せて、不正等防止の観点から、整理券等を交付するなどの制度設計を行われたい。（Q2-14参照）

### Q 2-19 既に他の自治体に住民票を移した方は対象とはならないのか。

他の市町村へ転出した場合であっても、例えば避難指示の解除に伴い帰還する意思がある等、あくまで避難中の住民の範囲に含まれると判断される住民に対しては、市町村の実情に応じて対象者として判断して差支えない。

## ③ 取扱事業者

### Q 2-20 割引販売を行える店舗に制限はあるのか。また、小規模店と大規模店とで取り扱いは同じでよいのか。

当該取組の実施に当たっては、まずは、対象となる事業者のリスト化、対象とすべき商品等の事前審査（実際には対象とならない商品等の排除）、割引の対象となる住民の定義付けをはじめ、割引補助可能額や割引期間等、取組の実施に必要な事項等を定めた取組実施要項等を策定の上、事業者及び住民に周知を図る必要がある。

なお、対象外事業者は、運用指針に示す事業者の他、住民の帰還につながらない等の検討を踏まえ、市町村において判断されたい。

また、小規模店と大規模店を同様に扱うこととしても差し支えはないが、住民の動向としては、大型店舗の方が利便性や価格の面でも優位との感覚があるため、小規模店舗の事業再開を阻害する可能性等も考慮の上、市町村の実情等に応じて取組方法を検討いただきたい。

#### ④ 割引対象商品等

**Q 2-21 自動車等のような元々の価格が高額な物についても同じように割り引いていいのか。**

対象となる商品については、割引率又は割引上限額のうち、低廉な方の額を上限として割引くこととされたい。

例えば自動車のような高額な商品の場合、30%割引ではなく、10,000円までの割引が適用されることとなる。

**Q 2-22 引越しや住宅の修繕など、役務の提供も割引の対象としてよいか。**

事業の趣旨に沿う限りにおいて、割引率又は割引上限額の範囲内で役務等の提供も対象として差支えない。

**Q 2-23 個別の事業者が行うネット販売やカタログ販売等は、割引の対象となるのか。**

5参考(1)のウで示した事務局によるネットやカタログ等の一括販売方法とは異なり、個々の事業者が主体となって行うネット販売等については、そもそも事業者が帰還をしなくても事業ができるため、本事業の目的である事業者の帰還促進に直結しないと思われるため認めがたいものである。

一方で、既に帰還した事業者によるネット販売やカタログ販売等については、事業の目的に合致すると市町村が判断をするのであれば、対象としても差し支えない。

**Q 2-24 12市町村以外の事業者が行う移動販売は割引の対象となるのか。**

事業者の販売自体は住民の帰還促進につながることは否定しないが、事業の主目的である事業者の帰還促進につながるものではないため、認められない。

#### ⑤ その他

**Q 2-25 割引対象商品をプレミアム付事業再開・帰還促進券で購入してもよいか。**

既に割引された商品等に対してプレミアム付事業再開・帰還促進券を適用した場合、重複補助に該当することから不可とする。

Q 2-26 転売防止等不正策の方法について。

購入した住民による不正転売、事業者による実際に販売していない商品等を販売したとの虚偽報告等による補助金の不正受給等が考えられるため、対策を講じる必要がある。

不正転売に関しては、転売しても利益が出ないよう上限額を設定しているところではあるが、事業者による不正受給等の防止対策について、市町村において、事業実施要項等に規定されたい。

<例>

○ 様式の整備

同一の方への二重の発行防止や割引上限額を適切に管理する観点から以下の様式を整えること。

- ・ 一括購入割引対象者整理券等発行台帳
- ・ 住民用割引上限額管理様式 等

○ 会計帳簿等の整備

補助対象者（事業者）は、交付金以外の経理と明確に区分し、その収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、事業再開・帰還促進事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

○ 実施状況報告等

市町村は、必要があると認めるときは、補助対象者（事業者）に対し、事業の実施状況及び会計帳簿等その他関係書類等について報告を求め、調査を実施、又は必要な指示を行うことができる。

### 3 事業2（プレミアム付事業再開・帰還促進券事業）関係

#### ① 事業実施方法等

**Q 3 - 1 券を12市町村内の中で連携して同一の制度として運用することは認められるのか。**

本事業は、12市町村の事業者及び住民の帰還促進と地域の需要の喚起を目的としており、地域全体の復興を推進する観点から、複数の市町村が連携して、同一のプレミアム付事業再開・帰還促進券制度を運用し、広域連携の下、需要喚起を行うことは差し支えない。

ただし、事業者が換金するにあたってのルール作り等が必要になる。

<例>

- ① A自治体が発行する券はA自治体の住民のみが購入できるが、使用は対象広域自治体全てで使え、換金についてはA自治体が行う方法
- ② 広域連携団体に委託し、券の発行や換金等の経費に係る負担区分を設定する方法

**Q 3 - 2 事務費の中で購入した物品等に係る消費税を交付金で支払ってよいか。**

委託事業者等が事業の実施に必要となる物品等を購入した際の消費税については交付金の対象として差し支えない。

**Q 3 - 3 消費者が購入した際の消費税を交付金から支払っても差し支えないか。**

本取組は、課税方式の如何を問わず、直接的に消費税負担分を支援する制度ではないため、助成を行うにあたり、消費税分についての特段の配慮は必要がないものと考えている。

**Q 3 - 4 券の利用期限が次年度に食い込んでも構わないか。**

単年度事業であるため、年度末までに事業を完了（支払いまで終了（※））することが求められる。

※ 市町村の出納整理期間内の支払いが認められるものは、年度内に額が確定していて、事業期間中に支払われていないことに相当な事由がある場合に限られる（Q 2 - 3 参照）。

## ② 購入対象者

### Q 3-5 券を購入できる対象者は。

対象者は、実施要領第4の別表2及び県交付要綱第2条の別表において、12市町村の住民（避難中の住民を含む。）等としている。

本事業は、被災地域の需要の創出を図ることを目的としているため、市町村の実情に応じて、震災当時の住民ではないが現時点において当該地域に居住の実態のある者（住民票の他、例えば、借家宿舎等に長期間居住し、公共料金等の負担がある方など）や当該地域において勤務している者（事業者等に勤務地を証明された者など）を対象として差支えない。

## ③ 取扱事業者

### Q 3-6 取扱い対象事業者はだれか。また、どうやって取扱事業者を決めるのか。

対象者は、実施要領第4の別表2及び県交付要綱第2条の別表において、12市町村における一般消費者を対象とした小売業等の事業者としている。

市町村は事前に取扱事業者をリスト化し、住民等に周知する流れとなるが、本事業の目的に鑑み、事業の再建、住民生活再建につながる事業者であるかを審査の上、判断されたい。

なお、本事業は事業者の事業再建を目的としていることから、事業者の帰還を促すことが必要であり、市町村において事業者を選定（リスト化）するにあたっては、例えば、地元商工会への加入を義務付けるなどの条件等を付加することは避けるべきと考える。

### Q 3-7 対象外とすべき事業者はだれか。

運用指針で定める対象外の商品等のみを取り扱う事業者の他、本事業の目的に合致しないと市町村において判断される事業者は対象とならない。

### Q 3-8 小規模店と大規模店とで取扱いは同じでよいのか。

住民等の動向としては、大型店舗の方が利便性や価格の面でも優位との感覚があり、小規模店舗の事業再開を阻害する可能性等があることから、事業者の事業再開・帰還促進という本事業の目的を考慮の上、市町村の実情等に応じて取組方法を検討いただきたい。

<例>

券を複数枚綴りで販売する際、大型店舗・小規模店舗共通券に加え小規模店舗



専用券を一定枚数含めて販売

#### ④ 販売方法等

**Q 3-9 券を販売するに当たって留意すべき点はあるか。（窓口販売、インターネット販売、予約販売、先着順等）**

事業費の規模に応じてではあるが、購入を希望する住民等にできるだけ公平に販売するためには、予約、申込販売の方法が推奨されると考える。

先着順に販売する場合には、一人あたりの購入限度額や、不正な買占め等を防ぐ対策についても検討いただきたい。

**Q 3-10 券の発行手段（紙、電子マネー等）について**

基本的には紙ベースの商品券タイプとするが、事業を複数年継続することを前提とした場合には、電子マネーやクレジットカードの形態のようなものもありうる。

電子マネー等の形態を採用する場合には、事業者もカードリーダー等が必要となること等を踏まえた上で判断されたい。

**Q 3-11 券の購入時における本人確認はどうするのか（免許証（住民票上の住所）、電気料金払い明細（実際住んでいる住所））。**

予約申込販売等の場合は、市町村において事前に申込書の内容と住民基本台帳等を突合させて確認するなどの方法が考えられるが、先着販売の場合は対象者であるか否かを確認する必要がある。

この場合、「購入に当たって本人確認が必要となること」を周知する必要がある。

本人確認の方法としては、住民票の他、公共料金等の領収書等、居住の実態が確認できるものや勤務地証明書等を検討する。

**Q 3-12 窓口に来られない方、インターネット販売を使えない方の対応をどうするのか。**

電話やはがきによる申込み等を検討されたい。

**Q 3-13 券の発行期間は。**

券の有効期間内で、対象者が商品の購入が常識的に可能な期間内に販売を終

了することを基本とする。

**Q 3-14 券を発行する場合のプレミアム率や一人あたりの購入限度額等に制限はあるのか。**

実施要領第4の別表2及び県交付要綱第2条の別表のとおりプレミアム率は50%を上限とする。

また、1人あたりの購入限度額については60,000円（+プレミアム率加算分）までとする。

これは、券の転売等の不正防止や購入希望者が公平に購入することができるような観点から限度額を設けるものである。

**Q 3-15 同一市町村内でプレミアム率や購入限度額等に差異を設けることは差支えないか。**

本事業の趣旨にのっとり、事業者の事業再建、住民の帰還促進に資する観点から差異を設けることはむしろ推奨される。

例えば、避難指示解除したばかりの区域の商店等における利用を推進するため、当該区域内で使える分の券のプレミアム率を他の地区と比べて高めに設定することや、避難指示が解除されて1年以内に戻った住民に対する購入限度額を高めに設定するなどのような帰還へのインセンティブを働かせる工夫が考えられるところ。

なお、以上のように事業者及び住民の帰還促進、生活再建等の観点から差異を認めるものであり、事業費等の制限の都合から、同様の状況にある事業者及び住民に対して差異を設けることは望ましくない。

**Q 3-16 低所得者や子育て世帯向け等に対して、券を給付することは認められるか。**

単なる給付の場合は認められないが、上限の範囲内で通常の券と比べ、当該世帯等に対する券のプレミアム率や購入限度額を高めるなどして、当該世帯の帰還促進や生活再建につながるような工夫がなされるのであれば差し支えない。

なお、本交付金事業からは上限の範囲内での措置のみ可能であるが、本交付金事業とは別に、市町村が一般財源で措置するなどして、券を給付することについては効果を見極めた上で判断されたい。

**⑤ 対象商品等**

**Q 3-17 券を利用できる商品やサービスに制限はあるのか。**

事業再開・帰還促進券の対象となる商品やサービスは、法令等に違反しないことや住民の帰還促進と生活再建に資することが求められる。

よって、運用指針に対象外として記載したような商品等については使用できないものとする。

**Q 3-18 券をバスやタクシー等交通機関の利用に当てることは構わないか。**

事業目的に合致しているものであれば、市町村の実情に応じて判断して差し支えない。

**Q 3-19 ネット販売やカタログ販売等は、券の対象となるのか。**

基本的に、ネット販売等については、そもそも事業者が帰還をしなくても事業ができるため、本事業の目的である事業者の帰還促進に直結しないと思われるため認めがたいものである。

一方で、既に帰還した事業者によるネット販売やカタログ販売等については、事業の目的に合致すると市町村が判断をするのであれば、対象としても差し支えない。

**Q 3-20 リフォームなどの役務の提供にも使えるか。**

役務の提供についても、事業の目的である事業再建、住民の生活再建に資するものであれば対象として差し支えない。

**Q 3-21 自動車など高額な商品等の購入経費に券を充ててもよいか。**

本事業においては、券の購入限度額の上限を定めており、券のみで高額な商品等を購入できるわけではないことから、差し支えない。

**Q 3-22 交通機関の利用に対する助成は対象となるのか。また、券をタクシー等交通機関専用の券にすることは可能なのか。**

原則として券を用いて支払う形のスキームで実施するものとし、給付のような直接補助等は認められない。

また、券自体を特定の商品、役務に限るスキームでの発行については、他の事業者との公平感の観点からも行うべきではないと考える。

**Q 3-23 不動産の取得は対象となるのか。**

認められない。

## ⑥ 使用方法等

### Q 3-24 券の使用可能期間は。

券の発行から3～6か月以内を基本とされたい。なお、有効期間経過後の券は無効となる。

なお、この有効期限については、券を購入する住民等に適切に周知をされたい。

### Q 3-25 使用時の本人確認の方法はどのように行うのか。

住民等が券を使用する際に、譲渡されたもの等でないことを確認するためには、券へ記名があることと併せ、本人確認書類等により確認することが必要である。

特に先着販売等を実施した場合には、券が転売されたものでないことなど、不正防止対策の観点から本人確認を実施する必要性が想定される。

一方で、予約申込販売の場合、券に記名、通し番号等を付記することで確認ができるようにしておくなど、転売等の抑制に一定の効果があるものと考えられるため、できる限り申込販売を検討されたい。

### Q 3-26 現金への換金はできるのか。

できない。

### Q 3-27 釣銭は支払われるのか。

支払われない。

### Q 3-28 券が盗難又は紛失した場合はどうなるのか。

盗難、紛失いずれの場合においても券の再発行、払戻し等を行わない。

券を販売する際に、この点の注意事項等について住民等に事前に周知しておく必要がある。

## ⑦ 券の換金手続等

### Q 3-29 券の換金手続きが年度をまたいでも構わないか。

当該年度に発行したものについては、当該年度内に換金手続きを終了されたい（市町村は換金手続きを終了させ、当該年度内に県へ実績報告できるようにされたい）。

**Q 3-30 券の換金期間は。**

券の発行から換金までを含めて、年度内に額を確定できるよう設定されたい。

**Q 3-31 換金手数料はどのようになるのか。**

事業者が金融機関において券の換金手続きを実施する場合に発生する換金手数料については、事業者ではなく、券を発行する市町村や受託者が負担することとして差支えない。

なお、実際の手数料については額面の1～2%程度とする例が多い。

**Q 3-32 換金手数料相当分について交付金を充当してもよいか。**

差支えない。

**Q 3-33 券が売れ残った場合に、交付金の取り扱いはどうなるのか。また、券は購入されたが、消費者が実際に使用しなかった場合における交付金の取り扱いはどうなるのか。**

いずれの場合も交付金の対象とはならない。

なお、券の発行経費などの実際に要した事務的経費については交付金の対象となる。

また、確定した額よりも概算払をした交付金額が過大となった場合には、交付金を返還することとなることに留意されたい。

**⑧ その他**

**Q 3-34 市町村において使用済（換金済）の券を保管しておく必要はあるのか。**

県交付要綱の規定により関係会計書類は5年間保存する必要があるが、経理について明らかになる資料等が保存されており、適正な説明が可能な状態であれば、必ずしも使用済の券を保管しておく必要はない。

**Q 3-35 転売防止策をどうするのか。**

住民等が券を使用する際に、譲渡されたもの等でないことを確認するためには、券へ記名があることと併せ、本人確認書類等により確認することが必要である。

特に、先着販売等を実施した場合には、券が転売されたものでないことなど、不正防止対策の観点から本人確認を実施する必要性が想定される。

一方で、予約申込販売の場合、券に記名、通し番号等を付記することで確認ができるようにしておくなど、転売等の抑制に一定の効果があるものと考えられるため、できる限り予約申込販売を検討されたい。

**Q 3-36 券の不正利用を防止するためにどのような対策を講じるべきか。**

一般から批判を招きかねないような運用がなされないよう、券の発行等事業の実施に当たり、十分留意する必要がある。

例えば、事業再開・帰還促進券は、①自社商品の購買には適用できないこと、②事業者が当該事業を活用して、事業者としての利用に供するための物品・サービス等の調達に用いることはできないことなどを周知徹底し、それに反するような行いをする事業者への助成停止措置等を確保いただきたい。

**Q 3-37 実際に発行する券の名称に愛称などをつけることはできないか。**

愛称をつけることにより取組の周知が進む効果が期待される。その際には、事業目的が誤って伝わることがないことに留意いただきたい。

## 4 事業3（集客効果を高めるイベント事業）関係

### ① 事業実施方法等

#### Q 4-1 当該取組を被災12市町村で連携して実施しても交付の対象となるのか。

本事業は、12市町村の事業者の帰還促進と住民による需要の喚起を目的としており、複数の市町村等が連携して、より多くの事業者、住民を対象にするため、広域連携の下、イベント等を実施することは差し支えない。

事業の実施に当たっては、各市町村の交付金の負担等のルール作り等が必要になるため、制度設計には留意されたい。

#### Q 4-2 荒天等によりイベントが中止または順延した場合は事業計画の変更等が必要となるのか。

イベントを中止した場合の開催準備費用か順延期間後の費用のどちらかを交付金の対象とすることで差支えないが、事業費が変わる場合には、県交付要綱第5条に基づき変更交付申請が必要となる。

#### Q 4-3 同一事業者が複数のイベントを行う場合に対象としても差し支えないか。

地域によっては、帰還等した事業者に限りがあることから、市町村の判断により同じ事業者に対して複数イベントの実施を認めることも差し支えない。

この場合、補助額は、400万円（上限）×イベント数となる。

### ② 対象となるイベント

#### Q 4-4 対象となるイベントの内容はどのようなものか。

複数の商店等が連携して、集客効果を高めるための取組を行うもの。  
事業目的に合致し、集客効果が期待されるものであれば、規模は問わず対象となる。

<実施例>

- ・ 地域の商店数店舗において、地域コミュニティと連携し、商店の魅力等認知度の向上を図るイベント。
- ・ 商店街で買物をするにより景品が当たる福引会を開催し、集客効果を高めるイベント。
- ・ 開店イベントや特売セール等において、一括割引事業やプレミアム付事業再

開・帰還促進券事業を絡めて実施することなどにより、さらなる集客効果を高め、需要の喚起を図るイベント。

- ・ 子供のいる世帯の集客を増やすために、模擬店、ゲームコーナーのほか、子育て世代をターゲットにした不安等の解消など様々な相談ブース等を設け、当該世帯の帰還の促進も併せて図るイベント。
- ・ 関係市町村の有名飲食店等を一堂に会したグルメイベントにより集客を高めつつ、併せて地域の魅力ある産品等を販売し、地元住民の他、地元以外の集客も狙い、地域の大幅な需要喚起効果を狙うイベント。

**Q 4-5 「1 イベント」の定義は何か。複数のイベントとして扱うことができるのはどのような場合か。**

基本的に同一主催者が一つの場所で行うイベントが1イベントとなるが、例えば、「主催者が共同で一つの場所で行うイベント」であり「時間帯」が重複するイベントであっても、以下の要件を全て満たす場合は、複数のイベントとして扱うことができるものとする。ただし、補助額は各イベントに必要な金額として妥当なものであるか選定委員会において審査を行うこととなる。

- ・ 同一敷地内であっても、事業趣旨が異なり、明確に実施場所を区分できること。
- ・ 事業費について明確に区分できること（重複する一部の経費について按分することは差し支えない）。
- ・ 時間帯を分けるよりも、時間帯を重複させることによって、集客効果がより一層増すと考えられること。

<例> 同時間帯に、同一敷地内で次のイベントを実施し、相乗効果を図るもの。

- ① 飲食ブース事業  
→ 地元業者を中心に多くの飲食ブースが出店し、食の魅力等をPR
- ② ステージイベント事業  
→ 特設ステージで伝統芸能等を実施し、地域の魅力等をPR

**Q 4-6 イベントへの参加者は12市町村内の住民に限定しなければならないのか。**

現実的に限定、制限することは困難と考えられるため、限定する必要はない。ただし、明らかに被災12市町村の住民及び事業者の参加が見込まれないようなイベント等は対象外である。

**Q 4-7 当該取組を地元（被災12市町村）以外で実施しても交付の対象となるのか。**



本取組の趣旨は、需要を喚起し事業者及び住民双方が帰還を決断しやすくなることを目指しており、既に地元へ帰還している事業者が集まって、被災12市町村外に避難している方を対象に実施するイベントの場合で、例えば、地場製品の販売等による需要の創出と合わせ、地場製品の安全性や地元の復興をアピールすることにより住民の帰還促進を目的に実施するのであれば差支えない。

**Q 4-8 商店街を形成しない商店が複数連携をして事業を実施しても構わないか。**

事業目的に合致する限り、市町村の実情に応じて判断頂いて差支えない。

**Q 4-9 大規模店が当該店舗内のテナント店と連携して事業を実施した場合に対象となるのか。**

事業目的に合致する限り、市町村の実情に応じて判断頂いて差支えない。

**Q 4-10 市町村が主催して実施するイベント等は交付金の対象とはならないのか。**

事業目的に合致する限り、市町村の実情に応じて判断頂いて差支えない。

**Q 4-11 事業者等ではなく、地域コミュニティ等（行政区等）が主体となって実施するイベント等を交付金の対象とすることはできないか。**

事業目的に合致する限り、市町村の実情に応じて判断頂いて差支えない。

**Q 4-12 例年実施している既存のイベント等を交付金の対象とさせることはできないか。**

事業目的に合致する限り、市町村の実情に応じて判断頂いて差支えない。

**Q 4-13 集客効果を高めるために、地元以外の有名店等を混ぜてイベントを実施しても交付金の対象となるか。**

事業目的に合致する限り、市町村の実情に応じて判断頂いて差支えない。

**Q 4-14 イベント実施期間が10日ほどの長期間でも差支えないか。**

事業目的に合致する限り、市町村の実情に応じて判断頂いて差支えない。  
なお、この場合においても、補助対象額の上限は1イベントあたり400万円までである。

### ③ 対象経費等

#### Q 4-15 交付対象となる経費は何か。

実施要領第4の別表2及び県交付要綱第2条の別表に規定する経費となる。  
対象経費は、イベント等の実施に要する経費（謝金、旅費、会議費、賃借料、設営費、広報費、印刷費、資料購入費、通信運搬費、備品費、消耗品費、委託費、外注費、雑役業務費等）とし、事業の遂行上、必要となる経費に充当が可能。  
ただし、個人及び事業者の資産形成に資する用途に用いることは認められない。

#### Q 4-16 高齢者等の交通弱者の支援を行うため、イベント会場と駅等を往復する送迎バスに係る費用を交付金の対象となるのか。

バスのみを借用する場合は借料に、運転手等も含める場合には、委託費または外注費に計上されたい。

#### Q 4-17 集客効果を高めるために、景品や軽食等を配布することは認められるか。（その場合の制限はあるか）

事業目的を達成するために必要があると市町村が判断する場合は差支えない。  
その場合の費用は、消耗品費や会議費等に計上されたい。  
なお、この場合の景品や軽食等については、各市町村の食糧費等の執行基準等を参考に、その必要性等を説明できることに留意されたい。

#### Q 4-18 イベント実施経費等の請求手続きが年度をまたいでも構わないか。

単年度事業であるため、年度末までに精算まで完了されたい（※）。  
※ 市町村の出納整理期間内の支払いが認められるものは、年度内に額が確定していて、事業期間中に支払われていないことに相当な事由がある場合に限られる（Q 2-3 参照）。

#### Q 4-19 イベント実施者に対して、補助経費等を前払いすることは可能か。

事業実施の必要上やむを得ないと判断されれば差支えない。  
ただし、実費払いとなるため、精算時に不用額は返納させることとなることに留意されたい。

**Q 4-20 当該イベント事業と一括購入時の割引事業またはプレミアム付事業再開・帰還促進券事業を組み合わせ実施してもよいか。**

重複補助に該当（例えば、イベント補助分で仕入れた商品等をプレミアム付事業再開・帰還促進券で購入する場合）しないのであれば差支えない。

なお、イベント時の使用に限定することは、イベントに参加しない方との公平の観点から慎重に検討されたい。

#### ④ その他

**Q 4-21 集客効果を高めるイベント事業に変更が生じる際の手続方法について教えてほしい。**

下記に集客効果を高めるイベント事業の変更内容に基づく手続きをまとめたので、適切な事務処理を行うようお願いしたい。

##### 1 中止

変更申請が必要。開催日前に変更手続が完了していることが原則。

ただし、やむを得ない事情により、直前に中止の判断となった場合や、中止の判断となった際の変更金額の算定に時間を要する場合等は、この限りではない。

##### 2 事業内容を変更し開催する場合

変更申請が必要。開催日前に変更手続が完了している必要がある。

変更申請受理後の手続（経済産業大臣の承認等）に時間を要するため、遅くとも開催日の1か月前迄に申請いただきたい。

##### 3 その他

事業を延期する場合で、事業内容に変更がない場合は、変更申請不要。

なお、上記1～3のいずれの場合でも、変更が決定した時点で県に一報いただきたい。

**Q 4-22 福島県事業再開・帰還促進事業の運用等に係る指針（第3版）のQ4-2「荒天等によりイベントが中止または順延した場合は」の考え方は、新型コロナウイルスの影響により、中止または順延する場合もあてはまるか。**

該当する。

**Q 4-23 新型コロナウイルスの影響によるイベント事業の開催可否について、いつまでに判断すべきか。**

上記Q 4-21 のとおり、変更申請は事前に手続きが完了することが原則であることを踏まえ、適切に判断されたい。なお、中止した場合の開催準備費用は交付金の対象とすることで差し支えないが、できる限りそうした費用が発生することのないよう対応願いたい。

**Q 4-24 変更承認申請については、イベントごとに個々に申請する必要があるか。複数のイベントをまとめて申請しても良いか。**

まとめて申請することが可能。上記Q 4-21 のとおり。変更申請は事前に手続きが完了することが原則であり、特に事業内容変更の場合には、遅くとも開催予定日の1か月前までに申請いただく必要がある。その点を踏まえ、適切に申請いただきたい。

**Q 4-25 承認済みのイベント事業を中止とし、新たに申請することは可能か。**

変更申請の手続きによることが原則である（上記Q 4-21 参照）。

**Q 4-26 中止となったイベント事業について、後に開催される別のイベントを増額し、中止となったイベントの要素を加えた形で開催可能か。**

1 イベント400万円を上限に増額の変更申請も可能。変更申請受理後の手続（経済産業大臣の承認等）に時間を要するため、遅くとも開催日の1か月前迄に申請いただきたい。

**Q 4-27 新型コロナウイルスの感染防止のため、非接触型体温計や換気用扇風機（またはサーキュレーターを購入したいが、事務的経費として見ることはできるか。**

福島県事業再開・帰還促進事業の運用等に係る指針（第3版）のQ 1-18にあるとおり、「汎用性が高い物品」にあたること、事業終了後も使用可能であると考えられることから、対象外と判断する。なお、新型コロナウイルス感染防止として、マスク、消毒液等の消耗品と考えられるものについては、事務的経費として購入可能である。

以上